

令和 7 年度第 8 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 2 5 日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2 5 2 5〕

① 件 名																		
民間保育園の開設に伴う石巻市立水押保育所及び石巻市立水明保育所の廃止について																		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																		
【背景】 水押保育所は建設後 5 2 年、水明保育所は建設後 4 7 年経過しており、老朽化が著しい状況にあることから、「第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」において、両施設を廃止し、統合した代替の保育施設を民間事業者により整備することとしている。 廃止を予定している水押保育所及び水明保育所においては、令和 5 年度より、入所児童の保護者向けに説明会を開催し、今後の対応等の説明を行ってきた。 また、民間保育園の開設にあたり、令和 6 年 3 月に、土地の無償貸付を条件に設置・運営事業者の公募を開始し、同年 8 月に（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において事業者の選定を行い、令和 8 年 4 月に（仮称）大橋保育園が開設される予定となっている。 【目的】 民間誘致による（仮称）大橋保育園の開設に併せ、水押保育所及び水明保育所を廃止するもの。																		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																		
【根拠法令】 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） 石巻市保育所条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 1 4 0 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する ・第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画																		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																		
<table border="0"> <tr> <td>平成 3 0 年</td> <td>3 月</td> <td>石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年</td> <td>2 月</td> <td>第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年</td> <td>1 月</td> <td>水押保育所・水明保育所入所児童保護者説明会の開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 月</td> <td>（仮称）大橋保育園設置・運営事業者の公募開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月</td> <td>（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において事業者の選定、決定</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年</td> <td>3 月</td> <td>市議会第 1 回定例会で（仮称）大橋保育園民間誘致に係る市有地の無償貸付について議決</td> </tr> </table>	平成 3 0 年	3 月	石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定	令和 5 年	2 月	第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定	令和 6 年	1 月	水押保育所・水明保育所入所児童保護者説明会の開催		3 月	（仮称）大橋保育園設置・運営事業者の公募開始		8 月	（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において事業者の選定、決定	令和 7 年	3 月	市議会第 1 回定例会で（仮称）大橋保育園民間誘致に係る市有地の無償貸付について議決
平成 3 0 年	3 月	石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定																
令和 5 年	2 月	第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定																
令和 6 年	1 月	水押保育所・水明保育所入所児童保護者説明会の開催																
	3 月	（仮称）大橋保育園設置・運営事業者の公募開始																
	8 月	（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において事業者の選定、決定																
令和 7 年	3 月	市議会第 1 回定例会で（仮称）大橋保育園民間誘致に係る市有地の無償貸付について議決																

⑤ 主な内容			
【廃止する施設の概要】			
保 育 所 名	水押保育所	水明保育所	
所 在 地	石巻市水押二丁目 1 1 - 2 0	石巻市水明一丁目 1 2 - 2 1	
定 員	3 5 人	3 0 人	
入 所 児 童 数	3 4 人	2 8 人	
職 員 数	1 9 人（うち、会計年度任用職員 5 人）	1 5 人（うち、会計年度任用職員 4 人）	
建 物 構 造	木造（平屋建）	木造（平屋建）	
敷 地 面 積	1, 9 8 8 m ²	1, 3 8 3 m ²	
延 床 面 積	5 2 2. 8 m ²	4 2 8. 1 m ²	
建 築 年 度	昭和 4 8 年度	昭和 5 3 年度	
※入所児童数及び職員数は令和 7 年 6 月 3 0 日時点の人数。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】			
代替の民間保育施設が開設されることから、水押保育所及び水明保育所の廃止に伴う影響はない。			
また、（仮称）大橋保育園では、これまで水押保育所及び水明保育所で実施していなかった乳児保育及び延長保育が新たに実施されることから保育環境の充実が図られる。			
【市財政への負担】			
2 施設の廃止により、運営費（維持管理費及び会計年度任用職員 9 名分の人件費）が削減できる。			
また、2 施設に所属する正規職員 2 5 名を他の公立保育所に配置換えすることで、公立保育所全体の会計年度任用職員の採用人数を抑制することができる。			
	公営の場合（※ 1）	民営の場合（※ 2）	削減効果
運営費 （年額）	水押： 2 6, 7 8 9 千円 水明： 2 3, 3 2 7 千円 計： 5 0, 1 1 6 千円	2 1, 4 9 2 千円	▲ 2 8, 6 2 4 千円
※ 1 令和 6 年度の維持管理費及び会計年度任用職員 9 名分の人件費の実績額			
※ 2 （仮称）大橋保育園の保育所運営費委託料（維持管理費、人件費相当） （市負担分の見込額）			
（財源）			
・ 公営の場合：一般財源			
・ 民営の場合：子どものための教育・保育給付費交付金（概ね国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4）			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和 7 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市保育所条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日） 関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日） （石巻市保育所条例施行規則、石巻市行政組織規則、石巻市文書取扱規程、石巻市公印規程）			
令和 8 年 3 月 水押保育所及び水明保育所の閉所			
⑨ その他			
両保育所施設は、廃止後に解体を予定する。			